

県有資産の利活用について

1 未利用県有地の売却処分等の推進

(1) 未利用県有地の処分実績（平成15年度～平成24年度）

平成15年度以降、各財政構造改革プログラムや財政改革推進計画の中で目標を設定し、積極的に未利用県有地の処分を進め、売却に適した条件を備えるものや評価額の高いものを順次処分してきた。

その実績は、次のとおりで、160件、401,274㎡を処分し、109.6億円の収入を得た。

期 間	実 績			備 考
	件 数	面 積	実 績 額	
H15～ H17	45件	68,164 m ²	22.4億円	H15 11.7億円 H16 4.0億円 H17 6.7億円
H18～ H19	33件	46,973 m ²	20.2億円	H18 12.3億円 H19 7.9億円
H20～ H22	52件	181,631 m ²	54.2億円	H20 4.0億円 H21 9.0億円 H22 41.3億円
H23～ H24	30件	104,506 m ²	12.8億円	H23 7.6億円 (交換を含む) H24 5.2億円
計	160件	401,274 m ²	109.6億円	

(2) 今後の取組、課題

平成25年6月15日現在、未利用県有地は54物件、約103.5haあり(①参照)、そのうち活用可能な物件は21物件、約90haであり、貸付予定地や県・市で活用が予定されている物件等を除く14件、40haが売却可能物件である。

なお、売却予定物件の約80%は、草津川廃川敷(32.3ha)であり、これ以外の売却予定、売却準備中の物件は、7件、6.7ha(6.5%)である。

① 未利用県有地の現状

平成25年6月15日現在

区 分	件数	未利用面積	割合	備 考
ア 活用可能な物件	21件	899,913.71 m ²	86.9%	
(ア) 売却予定	14件	400,024.67 m ²	38.6%	
a 草津川廃川敷	1件	322,825.00 m ²	31.2%	全体利用計画について調整中
b 売却予定、売却準備中	7件	67,362.67 m ²	6.5%	
c 一般競争入札不落物件	6件	9,837.00 m ²	0.9%	
(イ) 売却以外	7件	499,889.04 m ²	48.3%	
a 貸付予定地等	3件	1,225.59 m ²	0.1%	
b 野洲川廃川敷で県・市で活用	2件	435,333.53 m ²	42.0%	
c 市町との調整中	2件	63,329.92 m ²	6.1%	
イ 活用が困難な物件	33件	135,750.83 m ²	13.1%	
a 野洲川廃川敷のうち活用困難	3件	77,779.76 m ²	7.5%	
b 廃川敷・廃道敷・沼地	25件	32,242.71 m ²	3.1%	
c 無道路地等	4件	25,544.47 m ²	2.5%	
d 境界確定難航等	1件	183.89 m ²	0.0%	
合 計 (ア+イ)	54件	1,035,664.54 m ²		

② 上記①のうち主な売却済み物件(平成25年度)

番号	財産名称	所在地	面積	処分金額	関係所属
1	草津川廃川敷	草津市大路二丁目他	11.3ha	1,718,546,895	監理課
2	旧滋賀会館	大津市京町三丁目	0.4ha	1,095,000,000	企画調整課 文化振興課
3	地域総合整備事業用地(岡屋地区)	竜王町岡屋 (基金含む)	※ 0.5ha (8.7ha)	31,119,000 (579,193,090)	新駅問題・特定プロジェクト対策室

※ 工業団地用地には、別途、土地開発公社先行取得地(45.3ha)、土地開発基金取得地(8.2ha)あり。

平成25年度売却済み(11/15時点) 13件 211,235.54 m² 3,627,760,021円
(土地開発基金取得地含む)

2 庁舎および敷地等の有効活用の推進

(1) 庁舎等の行政財産のうち余裕床、余裕敷地の貸付けについて

ア 行政財産の貸付実績（平成 23 年度～）

地方自治法の改正により、行政財産の貸付制度が拡大され、庁舎等の余裕部分を貸し付けることができることとなったことに伴い、本県においては平成 21 年 3 月「庁舎等の余裕床等における行政財産の貸付けに関する取扱い要領」を制定した。

また、平成 23 年 2 月にはこの取扱い要領を改正し、公共団体や公共的団体に対する貸付料算定に用いる率を引き下げ、貸付を促進した。

23 年度から貸付けを進めてきており、現在の貸付状況は次のとおり。

貸付財産	面積	貸付先	H25 年度使用料(千円)
甲賀合同庁舎	建物(事務室) 30.64 m ²	(社福)しがらき会	建物 855
湖東合同庁舎	建物(事務室) 53.56 m ²	びわ湖・近江路観光圏協議会	建物 276
湖北合同庁舎	土地(駐車場) 580.00 m ² 建物(会議室) 42.99 m ²	滋賀労働局	土地 1,336 建物 579

計 3,046

イ 今後の取組、課題

行政財産であるため、他の行政目的での利用を図ることを基本としつつも、その可能性がない場合は、より積極的に、公共団体や公共的団体を中心に貸付けを拡大していく。

それとともに、用途廃止を行い普通財産として売却や貸付けができないかを検討していくことが課題と認識している。

(2) 自動販売機設置に係る公募制について

ア 公募の実績（平成 22 年度～）

飲料水等の自動販売機は、行政財産目的外使用許可により、行政財産使用料条例により算定した使用料を徴収していたが、県有財産を活用した歳入確保を図るため、平成 21 年 12 月に自動販売機の設置に係る公募制を導入した。

公募は、平成 21 年度に先行的に実施、平成 23 年度設置分から本格的に実施している。これまでの実績は次のとおり。

- ・ H21 公募(H22 契約) 71 台、納付金額 約 33,000 千円
- ・ H22 公募(H23 契約) 222 台、納付金額 約 70,000 千円
- ・ H23 公募(H24 契約) 220 台、納付金額 約 68,000 千円
- ・ H24 公募(H25 契約) 215 台、納付金額 約 84,000 千円【3 年契約】

※H21～23 に公募した自動販売機は、全て H24 に改めて公募している。

イ 今後の取組

毎年確実な歳入が見込まれる取組として公募制を継続する。

(3) 広告事業について

広報誌「滋賀プラスワン」や「県ホームページのバナー広告」などを活用した広告等の事業については、これまで着実に収入実績をあげてきており、引き続き取組の定着と拡大を図る。

【広告事業収入】

- ・平成22年度 実績 約 10,000 千円
- ・平成23年度 実績 約 12,000 千円
- ・平成24年度 実績 約 17,000 千円
- ・平成25年度 予算 約 16,000 千円